

配慮書案に対する京都市環境影響評価審査会委員からの御意見

平成25年11月26日に開催された平成25年度第1回京都市環境影響評価審査会での御意見，及び欠席委員等から寄せられた御意見を下表にとりまとめた。

		主な御意見	答申案
全 般 的 事 項	環 境 要 素	(特になし)	事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素が，適切に選定されている。
	複 数 案	○原則は複数案の設定が必要であるが，第2期事業であること，既存線路に新設線を横付けするという事業特性から，合理的な複数案の設定が難しいのも理解できる。	従前より第二期計画として位置付けられていたこと，及び既存線路の複線化という特殊な事業特性から，事業に係る位置・規模に関する複数案の設定が現実的でないという考え方は，妥当と考えられる。
騒 音 ・ 振 動		○京都市域においては，事業計画地周辺に民家等が近接している状況であり，こういった地域では，騒音等の影響がより懸念される。 ○既設線及び新設線の配置構造については，地域特性に応じて慎重に検討されたい。	配慮書案に記載のとおり，住宅，学校及び病院等が近接する地点は当然のこと，その他の騒音等の影響を及ぼすおそれのある地点についても，方法書以降の検討において慎重な検討を行い，環境影響の低減を図ること。具体的には，実行可能な範囲でロングレールの採用及び遮音壁の設置等環境保全措置を検討されたい。

<p style="text-align: center;">動 物 ・ 植 物</p>	<p>○事業実施想定区域のうち、桃山御陵から巨椋池干拓地に至る一帯は、良好な生態系が残されている可能性が高い。</p> <p>○既設線近傍にも多くの緑が認められる。</p> <p>○絶滅危惧種だけでなく、地域に由来から生息している典型的な種も含め、広い視点で生息状況を把握する必要がある。</p>	<p>重要な動植物種の生息環境に変化が生じる場合に限定し、適切な対策を講じると記載されているが、これは従来の環境影響評価における特殊性という側面のみを捉えたものである。生物多様性の観点から、典型的な生物種及びその生息状況（連続性の観点を含む）にも配慮すること。とりわけ、桃山御陵以南の巨椋池干拓地に至る範囲は、従来より良好な植生が形成され、多様な生物種が生息している可能性が高いことから、方法書以降の手続において、丁寧な現地調査を行い、必要に応じて適切な対策を講じること。</p>
<p style="text-align: center;">景 観</p>	<p>○事業化にあたっては、可能な限り早期の段階で、景観に対する配慮を検討されたい。</p> <p>○配慮書案では、京都市域に関する景観への配慮事項が記載されていないが、京都市域においても景観への配慮は必要である。</p>	<p>既存線路に新たな線路を横付けする場合、景観への影響が新たに発生する可能性は大きくないと考えられるが、周辺の景観との調和に十分配慮すること。</p>